

平成27年

鳥取県福祉のまちづくり条例の改正内容

平成27年12月

鳥取県

バリアフリー施設整備基準の見直しについて

■ 背景

平成26年に障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）の批准、国内においても障害者基本法の改正等がなされる等、バリアフリーに関する法令が整備されました。

また、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催、鳥取県においてもそれに向けたキャンプ地誘致、平成28年4月の第27回日本パラ陸上競技選手権大会開催などを受け、競技場の他、県内外から広く集客が見込まれる施設のバリアフリー化の必要性がさらに高まっている他、少子高齢化の進展を受けて、障害のある方はもちろん、子育て世代、高齢者に対するきめ細かい配慮の必要性が増しています。

鳥取県福祉のまちづくり条例は平成20年にバリアフリー法に基づく条例として全部改正、その後、平成24年にオストメイト対応水洗の設置面積に係る改正がされていますが、全部改正から7年が経過したことから、前述のような状況を踏まえて平成27年に条例の対象となる施設の拡大と整備基準の見直しを行い、平成27年12月24日付けで公布しました。

今回の条例改正により、高齢者、障害者を含むすべての県民が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けることができる、また、県外からも安心して訪れることができるまちづくりを推進していきます。

■ 法律と現行の条例の概要

バリアフリー法・鳥取県福祉のまちづくり条例に基づき、建築物が整備義務対象となるのは、一定規模以上の建築物を新築し、増築し、改築し、又は用途変更（以下、「新築等」といいます）をして特別特定建築物（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、法と条例で定められているもの）にする場合です。

新築する場合…建物の全体が整備義務対象

増築、改築、用途変更する場合…増築等をする部分（既存部分を通らないと増築等部分にたどり着けない場合は、その部分を含みます。）が整備義務対象（倉庫等、通常使用されない部分は整備の対象外です。）

特別特定建築物（条例で付加した用途を含む）とは、次の用途の建築物です。これらの用途以外のもの（戸建て住宅等）は、この条例の義務付けの対象外です。

特別支援学校、幼稚園、小中学校、高校、大学等	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（企業の福利厚生用のものを除く）及び遊技場
各種学校、専修学校など	
病院・診療所	博物館、美術館又は図書館
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂	公衆浴場
展示場	飲食店
百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	クリーニング取次店又は質屋、貸衣装店その他これらに類するサービス業を営む店舗
ホテル又は旅館	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署(以下、「行政の事務所」という。)	理髪店及び美容院
	郵便局、銀行
ガス、電気、電気通信の用に供する事務所	自動車教習所又は職業訓練校
共同住宅、寄宿舍又は下宿	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの(以下、「ターミナル」という。)
老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
	公衆便所

整備義務の対象となる特別特定建築物の規模については、バリアフリー法では一律床面積2,000㎡以上とされていますが、本県では条例により2,000㎡未満のものについても、用途毎に面積基準を定めて整備義務の対象としています。

- ・新築の場合は建物全体の床面積で判断
- ・増築・改築・用途変更の場合は、当該増築・改築・用途変更をする部分の床面積で判断

また、物品販売店舗、銀行など、バックヤードをもつ建築物については、バックヤードも含めた全体の面積を対象規模として捉えます。今回の基準見直しについても、この床面積の考え方は変わりません。

なお、特別特定建築物に該当しても、例えば次のような場合については直ちに法・条例に基づく基準への適合が義務づけられることはありません。

- ・現在営業中の既存の建物を、そのまま継続して使う場合
- ・経営者やお店の名前が変わっても、用途そのものが変わらない場合
- ・現在の建築物の内装や外装のリフォームだけの場合
- ・トイレや玄関など建物の一部を改修する場合（増築等を伴わないもの）

■ 今回の基準見直しの概要

（詳細は資料2をご覧ください）

(1) 適合義務対象となる建物規模の見直し	
……障がい者等利用見込の高い用途について見直し、新築等建築物全体の適合率を向上(60%⇒70%)	
①	主に公共設置となる施設は面積に関わらず全て適合を義務付け 学校(各種・専修学校除く)、劇場、集会場、行政事務所、博物館、美術館、体育館 等
②	義務付け面積が高く、対象施設数が少なかった施設について義務付け面積を引下げ ホテル、旅館……………1千㎡以上 ⇒ 200㎡以上かつ10室以上 運動施設、展示場……………1千㎡以上 ⇒ 500㎡以上 飲食店……………200㎡以上 ⇒ 100㎡以上 サービス業(クリーニング、印刷等)……………500㎡以上 ⇒ 100㎡以上
※耐震改修で発生する面積増分はカウント外とする	
(2) 障がいの種類等に応じた基準の見直し	
……障がい者等の移動をさらに円滑にする環境づくり(要望項目の追加、見直し)	
車いす使用者	・<新>一定規模以上の施設の車いす使用者用駐車場に屋根設置を義務付け ・車いす対応エレベーターの設置面積基準の引下げ(2千㎡以上⇒1千㎡以上) ・ホテルの車いす使用者用客室の設置室数の拡大 (50室以上で1室⇒25室以上 200室以下…1/50以上、200室超…1/100+2室以上) ・トイレ内大人用ベッド設置対象用途の拡大、面積基準の引下げ (公共事務所等2千㎡以上⇒全て、物販店・ホテル等5千㎡以上⇒2千㎡以上 等) ・面積に関わらず、主要な玄関の段差解消等を義務付け(100㎡以上⇒全て)
視覚障がい者	・<新>一定規模以上の施設の敷地内と道路の誘導ブロックとの接続を義務付け ・音声誘導装置の設置面積基準の引下げ (公共事務所等1千㎡以上⇒全て、物販店5千㎡以上⇒2千㎡以上 等)
聴覚障がい者	・<新>ホテル一般客室の一部に火災等を知らせる回転灯等の設置を義務付け ・<新>公共事務所に電光掲示板装置の設置を義務付け
高齢者	・<新>一定規模以上の公共事務所、物販店、ホテル等に休憩スペース設置義務付け ・<新>一般トイレの1カ所以上に洋式便器、小便器の1カ所以上の周囲に手すり設置の義務付け
子育て オストメイト	・一定規模以上の公共事務所、病院、物販店等で、多目的トイレとは別に一般トイレ内にオムツ替え設備、オストメイト対応設備の1カ所以上設置を義務付け
(3) 既存建築物利活用の際の適用基準他の見直し	
……空き家、空き店舗等を再活用しやすい基準に見直し	
①	既存建築物(200㎡以下)を用途変更し利活用する場合に一部基準の適用を緩和 階段・廊下寸法、敷地内通路(スロープ等)、トイレや玄関入り口巾等の対応困難なもの
②	工事期間中の代替として設置する仮設建築物(2千㎡以下)を義務付けから除外
(4) 競技場等に係る基準の追加	
……オリンピック、パラリンピック開催に関連した新たな国指針の基準を取り込み	
○	車いす使用者用客席の配置等に係る規定を追加(通路、階段、スロープ等は既存規定で対応可能)

○バリアフリーにかかる施設整備基準の見直し内容

(1) 適合義務の対象となる特別特定建築物の規模の見直し

鳥取県内では、平成 19 年の条例全部改正後に新築等された特別特定建築物の 60% が、法・条例に定めるバリアフリーの基準を達成しています。

条例の趣旨が浸透し設計上のノウハウも蓄積されてきたことから、さらなるバリアフリー適合率の向上を目指して、新築等をする場合の建物の用途毎に整備義務対象となる面積の基準を引下げ、バリアフリーの基準適合率 70%を目指します。

ただし、耐震改修により増加する部分の面積は 0 としてカウントします。

(現状基準に基づく過去 5 年間の基準適合率、改正後の予想適合率基準適合率は資料 3 をご覧ください。)

①主に公共設置となる用途は面積にかかわらず適合を義務付け

次の用途の建築物は、床面積の大きさにかかわらず全てを整備義務付け対象とします

特別特定建築物	義務づけ面積		過去5年間に建てられた建物数	過去5年間の基準適合建物数	改正後の予想基準適合率	過去5年間の基準適合率	改正後の予想基準適合建物数
	現行	見直し					
特別支援学校	100㎡以上	床面積にかかわらず全て	4	3	4	75%	100%
幼稚園、小中高校等、大学、高専	100㎡以上		88	64	88	73%	100%
病院	100㎡以上		50*	37*	37*	74%*	74%*
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000㎡以上		0	0	—	—	—
集会場又は公会堂	500㎡以上		11	5	11	45%	100%
行政の事務所	100㎡以上		13	7	13	54%	100%
体育館(一般公共の用に供される物に限る。)、水泳場(一般公共の用に供される物に限る。) 若しくはボーリング場	1,000㎡以上		0	0	—	—	—
博物館、美術館又は図書館	500㎡以上		2	2	2	100%	100%
ターミナル	100㎡以上		2	2	2	100%	100%

※これらの数値には診療所分を含む

②障がい者等の利用が多いにもかかわらず、面積基準が高いなどにより適合率が低い施設について、義務付け面積引下げ

各用途に対して義務づけ面積が高過ぎるものについては、適合率が上がらないという問題がありました。これらの中から障がい者の利用頻度が高いと思われるものについて、義務づけ面積の見直ししました。

特別特定建築物	義務づけ面積	過去5年間に建てられた建物数	過去5年間の基準適合建物数	改正後の予想基準適合率	過去5年間の基準適合率	改正後の予想基準適合建物数
ホテル、旅館	1,000㎡以上 ⇒200㎡以上かつ10室以上	8	2	5	25%	63%
スポーツジム等の運動施設	1,000㎡以上 ⇒500㎡以上	3	0	2	0%	67%
飲食店	200㎡以上 ⇒100㎡以上	47	14	31	30%	66%
クリーニング取次店等のサービス業	500㎡以上 ⇒100㎡以上	24	5	15	21%	63%

(2) 高齢者、障がい者等がより建築物を利用しやすくするための 整備項目の追加等

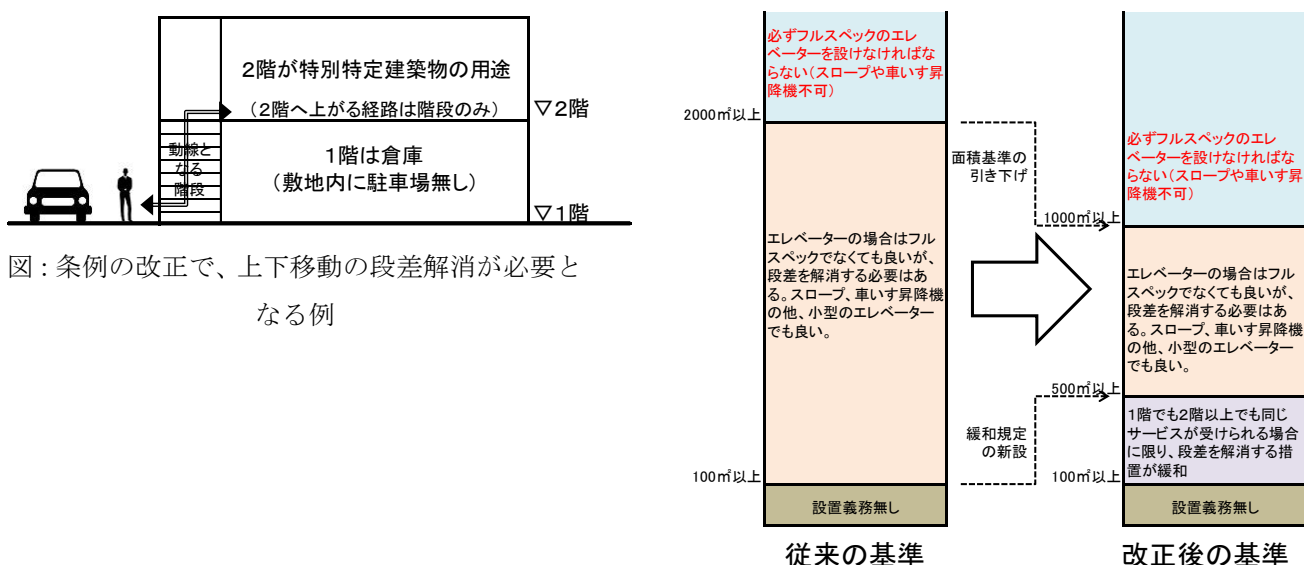
これまでも高齢者、障がい者、妊産婦、子育て中の方々等がより円滑に建築物を利用できるように、バリアフリー法による基準、県条例による上乗せ基準を設けていますが、この県の上乗せ基準を見直し、これまで盛り込んでいなかった整備項目を追加します。

1) 車いす使用者に対応した見直し

車いす使用者等が円滑に利用できるように対応エレベーターの設置基準を見直すが、一定の物については免除が出来ることとします。

①上下移動関連のバリアフリー対応の見直し

- ・車いす対応昇降機の設置義務付け面積の引下げ
…全ての用途で床面積2,000㎡以上の新築等→全ての用途で床面積1,000㎡以上の新築等
- ・直接地上へ通ずる出入口のある階で全てのサービスを提供できる施設(500㎡未満に限る)
については、上下移動の段差解消対応を免除 …例：2階建て490㎡の飲食店で1階、2階に客席があり、どちらの階でも同じ料理が食べられる場合はエレベーター等の設置は不要
- ・下左図のように、地上から1層のみの移動(2階建て)で、2階にのみ利用者が使う施設があり、かつ駐車場が無い場合にも、2階までの経路の段差解消対応を義務付け
(※従来は段差があっても、駐車場がなければ新築等が可能であった)



図：条例の改正で、上下移動の段差解消が必要となる例

図：複数階建物のエレベーター仕様と床面積の関係
(基準適合面積100㎡以上の場合・物販店等)

②車いす使用者用客室の設置室数基準の引下げ

- ・これまでホテル、旅館では新築等の際に客室の総数が50以上の場合は、車いす使用者用客室を1以上設けることが求められていましたが、これを客室の総数が25以上の場合は、車いす使用者用客室を1/50以上、200室超の場合は1/100+2以上設けることに基準を引下げます。

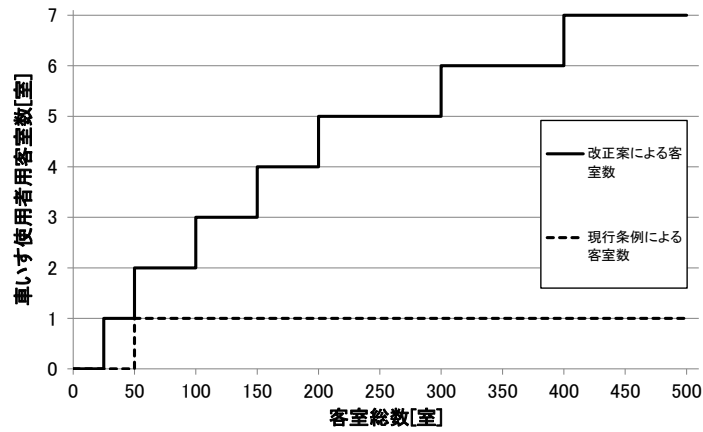


図 客室総数と車いす使用者用客室数の関係

③大規模建築物の車いす使用者用駐車場に屋根の設置義務化（1分台以上）〔新設〕

次の用途の建築物は、車いす使用者用駐車場のうち1分台以上について、屋根の設置を求めます

- ・ 税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署（床面積にかかわらず全て）
- ・ 公衆便所（50㎡以上）
- ・ その他の用途で5,000㎡以上



図 屋根付き駐車場の例

④便所内大型ベッドの設置面積基準引下げ、対象用途追加

障がいのある方の利用が多いと考えられる施設について、大型ベッドを便所内に設置する義務付け対象面積を次のとおりに見直しました。

- ・ 特別支援学校(追加)、病院(追加) ……床面積にかかわらず全て
- ・ 行政の事務所、ターミナル …… 2,000㎡以上 ⇒ 床面積にかかわらず全て
- ・ 物販店、ホテル等 …… 5,000㎡以上 ⇒ 2,000㎡以上
- ・ (体育館等、遊技場、博物館等 … 2,000㎡以上(従前どおり))



収納時



使用時

図 大型ベッドの例

⑤建築物の主たる出入口（玄関）、敷地内通路の基準適合義務付け面積の引下げ

特別特定建築物が不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物であるという趣旨を鑑み、これらの建築物については主たる出入口（玄関）にたどり着けるような整備を求めます。

- ・全ての義務付け対象建築物 100㎡以上 ⇒ 床面積にかかわらず全て

⑥車いす使用者用駐車施設および施設までの経路の舗装化、および区画線引きについて規定を追加（新設）

これまでの基準には区画線の有無や舗装の種類に指定は無く、どこが車いす使用者用駐車施設か分かりにくい、降雨時に車いすの車輪が埋もれる等の問題がありましたので、雨でぬかるまない舗装と区画線を設ける規定を追加します。

2) 視覚に障がいがある方に対応した見直し

①敷地内と前面道路の視覚障害者誘導用ブロックの接続を義務化（新設）

新築等の際に、前面道路に視覚障害者誘導用ブロックがある場合、次の用途・規模以上であれば、敷地境界部分まで敷設された敷地内の視覚障害者誘導用ブロックと道路内の視覚障害者誘導用ブロックを接続する規定を新設します。（ガスや水道の接続と同様に、確認申請とは別の手続きとして、道路管理者に道路法第24条の承認申請が必要です。）

- ・行政の事務所、ターミナル、病院・診療所 床面積にかかわらず全て
- ・公衆便所 50㎡以上
- ・その他の建築物 1,000㎡以上



接続されていない状態



接続されている状態

敷地内と道路内の点字ブロック接続の例

②音声誘導装置設置面積基準の引下げ

中途失明者の場合、点字を学習しても全ての人がそれを修得する訳では無く、視覚障がい者のうち点字ができる人と答えた人の割合は約1割程度と言われており、同様に最も一般的な視覚障がい者の移動補助システムである視覚障がい者誘導用床材についても、途中失明者の場合には先天性の失明者ほど円滑に利用することができません。

音声誘導装置は、このような人々の円滑な移動を補助するため、公共施設の玄関などから施設名称で音声を流すことによって、その位置を案内するものです。



図 玄関前の底下に設置された音声誘導装置の例

この装置の設置基準を下記のように改めます。

- ・行政の事務所、ターミナル、病院……………床面積にかかわらず全て
- ・特別支援学校(追加)……………床面積にかかわらず全て
- ・物品販売店……………5,000㎡以上 ⇒ 2,000㎡以上
- ・(劇場、集会場、体育館、博物館、郵便局、銀行は従来どおり1,000㎡)

3) 聴覚に障がいがある方に対応した見直し

①一般客室内への回転灯(火災等緊急時点灯)設置の義務付け 【新設】

外界からの情報が入りにくいホテル・旅館の客室は、密室となるため、緊急時の対応が遅くなりがちです。特に聴覚に障がいのある方や、高齢者の方には、より確実に緊急事態の発生を速やかに伝達するための手段が求められています。

このことから、ホテル・旅館の客室に、回転灯等を備えた客室の設置規定を次のように新設します。

- ・車いす用使用者用客室(上記の(2)②)とは別に、客室の総数が25以上の場合は、回転灯などを備えた一般客室を1/50以上、200室超の場合は1/100+2以上設ける。

②案内設備付近に回転灯・電光表示板設置の義務付け 【新設】

上記①と同様に、不特定多数の者が恒常的に利用する次の用途・規模以上であれば、案内設備付近に回転灯および電光表示板を設置する規定を新設します。

- ・行政の事務所……………床面積にかかわらず全て
- ・ターミナル……………2,000㎡以上

※今回の基準見直しでは上記の2用途のみとし、他の用途については設計実績が蓄積された後に改めて検討します。

4) 高齢者に対応した見直し

①休憩スペース設置の義務付け 【新設】

新築等をする5,000㎡以上の施設のうち、長時間の滞在が想定される施設内に、いす等を備えた休憩スペースを設置する規定を新設します。

- | | |
|---------|----------------|
| ・特別支援学校 | ・ターミナル |
| ・病院 | ・物販店、ホテル等 |
| ・行政の事務所 | ・体育館等、遊技場、博物館等 |

②一般トイレに、少なくとも腰掛便座を一ヶ所設置 【新設】

車いす使用者用便所(多目的トイレ等)以外の一般トイレに、少なくとも腰掛便座を一ヶ所設ける規定を新設します。

③一般トイレの小便器に手すり設置 【新設】

便所に小便器を設ける場合は、そのうち1以上の周囲に手すりを設ける規定を新設します。



図 周囲に手すりの設けられた小便器

5) 子育て・オストメイトの方に対応した見直し

①多目的トイレ以外にオストメイト設備とオムツ替え設備設置の義務付け〔新設〕

次の用途・規模以上であれば、車いす使用者用便所(多目的トイレ等)以外の一般トイレに、ベビーベッドその他オムツ替え設備・オストメイト対応設備を一ヶ所以上設ける規定を新設します。(現行でベビーベッド設置義務付けがある用途のうち、一定規模以上について適用。)

- 行政の事務所……………床面積にかかわらず全て
- ターミナル……………床面積にかかわらず全て
- 病院(追加)、劇場、集会場、体育館、博物館…2,000㎡以上
- 物販店、ホテル等 ……5,000㎡以上

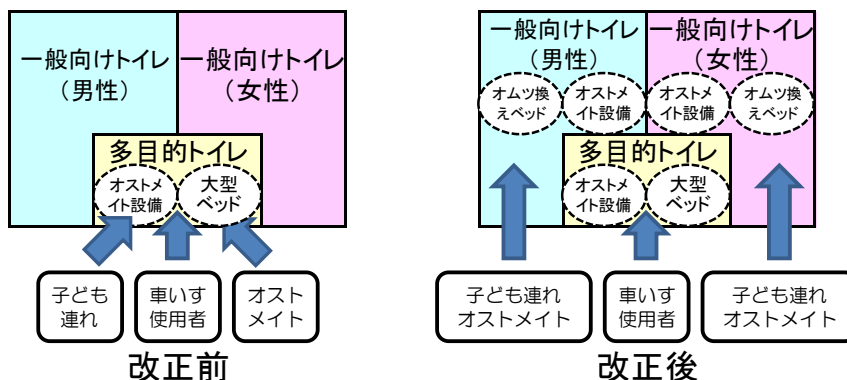


図 オムツ替え設備・オストメイト対応設備の配置例

(3) 既存の建物を再活用しやすくするための項目の見直し

既存建築物を活用した用途変更に係る見直しや、風除室が有る場合の庇設置義務の見直し等、既存の建物を再活用するために、対応が困難であった基準や代替手段が用意できる項目について、見直しを行います。

①既存建築物を活用した用途変更に係る緩和(床面積200㎡未満に限る)

空き店舗、空き家の利活用促進の観点から、既存の建築物等を活用し、特別特定建築物へと用途変更しようとする際に、次の4項目についての基準を適用しないという緩和規定を新設します。

- 便所の出入口巾
- 階段、段、傾斜路
- 廊下
- 敷地内通路

また玄関の巾の基準を80cm以上から、70cm以上とします。

②仮設建築物(床面積2,000㎡未満に限る)は義務付け対象から除外

県が条例で上乘せした範囲(床面積2,000㎡未満、又は幼稚園・各種学校等の用途)については、仮設建築物の場合には整備義務付け対象から除外します。

※国が定める法令の範囲の建築物(床面積2,000㎡以上)については、従来通り、仮設建築物であるか否かにかかわらず義務付け対象となります。

③ 玄関前の庇設置について、風除室がある場合は設置を免除

雨天が比較的多い本県では、雨を避けながら傘を差せるスペース、建物に入るときにも雨を避けながら傘をたためるスペースとして、庇の設置を義務づけています。

参考図のように建物出入口に間口が十分広く傘を差した状態でも支障なく出入りできる風除室があれば、庇の設置と同等として扱い、庇の設置を免除します。

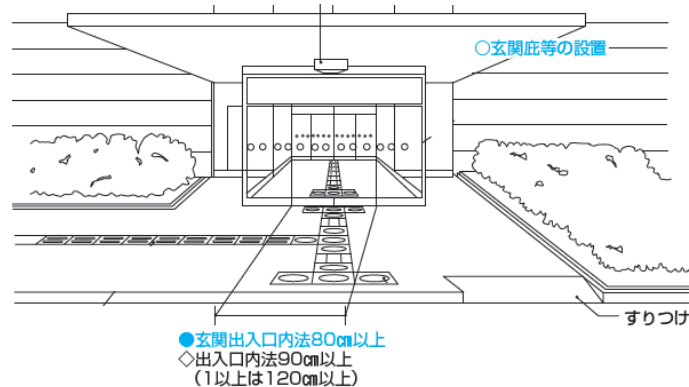


図 玄関廻りの風除室の例

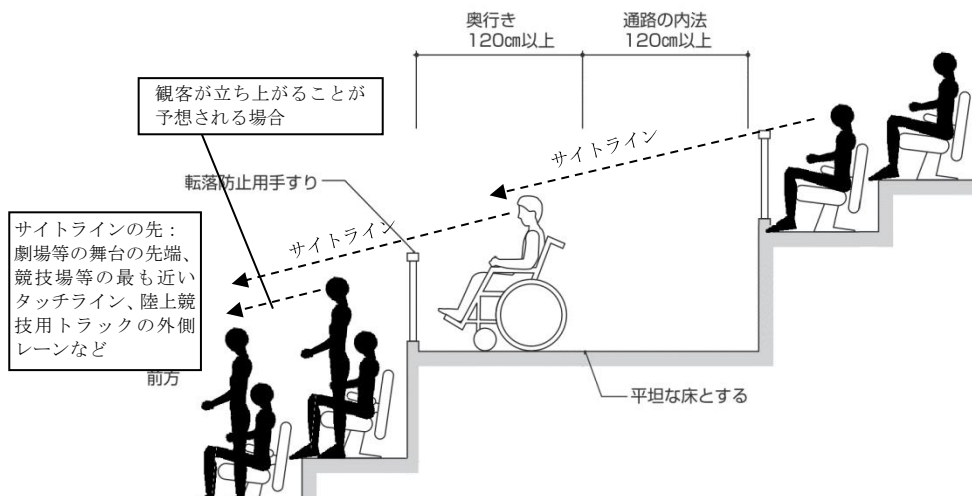
(4) 競技場の他、広く集客が見込まれる施設のバリアフリー基準の設定

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催、鳥取県においても来年4月の第27回日本パラ陸上競技選手権大会開催の決定など、競技場の他、広く集客が見込まれる施設のバリアフリー化の必要の高まりを受けて、適合遵守すべき基準を新たに定めます。

① 客席・観覧席の基準

劇場、競技場、映画館、演芸場、競技場以外の観覧場、公会堂及び集会場に設けられる客席・観覧席について、次のような遵守義務規定を新設します。

- ・ 車いす使用者用の席数を0.5～1%以上設置
- ・ 車いす使用者が選択できるよう、2箇所以上の異なる位置に分散して配置
- ・ 前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮した車いす使用者のサイトラインを確保
- ・ 上記の客に通ずる客席内の通路の1以上は、巾120センチメートル以上
- ・ 同伴者（介助者、家族、友人等）用の客席・観覧席を確保 等



図：サイトラインの確保を配慮した設計

(国土交通省作成「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版）平成27年7月」を参考に作成）

②受付カウンターの基準

全ての特別特定建築物について、受付カウンター、水飲み器及び電話台を設ける場合には、次のような遵守義務規定を新設します。

- ・高さは、70センチメートル程度とする
- ・下部には、車いす使用者の利用に配慮した空間を確保する

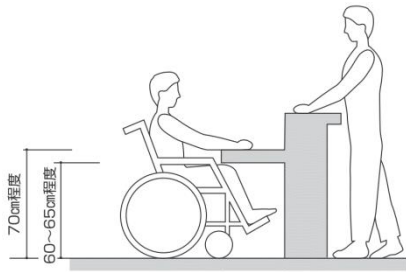


図 受付カウンターの例